

市 民 福 祉 委 員 会 記 録

1 日 時 令和7年3月7日（金）
午前10時00分 開会
午前11時38分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長	黒 田 真 徳	副委員長	藤 田 誠 一
委員	加 藤 昌 延	委員	渡 辺 高 博
委員	伊 藤 嘉 秀	委員	井 谷 幸 恵
委員	小 野 辰 夫	委員	篠 原 茂
委員	伊 藤 謙 司		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長	赤 尾 禎 司		
・福祉部			
部長	久 枝 庄 三	総括次長（健康政策課長）	佐々木 正 子
地域福祉課長	真 鍋 達 也	介護福祉課長	山 本 兼 資
国保課長	石 川 徹	生活福祉課長	越 智 達 郎
国保課主幹	藤 原 重 昭	地域福祉課主幹	村 上 美 香
健康政策課保健センター所長	寺 尾 佳 代 子		
・福祉部こども局			
局長	沢 田 友 子	こども未来課長	矢 野 佳 美
こども保育課長	正 岡 大 典		
・市民環境部			
部長	長 井 秀 旗	総括次長（地域コミュニティ課長）	藤 田 清 純
次長（危機管理監）	小 澤 昇	危機管理課長	岡 政 昭
男女参画・市民相談課長	安 藤 寛 和	市民課長	伊 藤 伸 明
・市民環境部環境エネルギー局			
局長	近 藤 淳 司	環境衛生課長	高 畑 孝 智
廃棄物対策課長	青 野 実	カーボンニュートラル推進室長	西 本 吉 宏
・消防本部			
消防長	後 田 武	総括次長（消防総務課長）	伊 藤 英 知
警防課長	柴 田 三 輝	消防総務課主幹	宮 武 太 郎
警防課主幹	高 砂 将 三		

6 委員外議員

伊 藤 義 男

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山 本 知 輝

議事課係長 村 上 佳 史

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前10時00分

●黒田委員長：＜開会挨拶＞

○赤尾副市長：＜挨拶＞

(1) 付託案件審査

◎福祉部関係

◇議案第8号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

○正岡こども保育課長：＜説明＞

＜質疑＞

●井谷委員：新居浜市内で連携施設が決まっている保育施設はあるのか。

○正岡こども保育課長：連携施設を必要とする地域型保育事業所は、市内に5か所あるが、現在、連携施設と協定を結んでいる事業所は1か所である。当初の平成27年から10年間で、連携施設を確保することを決められており、来年度が10年間の期限になるが、それに向けて、残りの4施設についても、来年度に連携施設となる保育所等と協定を結ぶ状況になっている。そのため、全ての地域型保育事業所が連携施設を確保できる状況である。

●井谷委員：連携施設とは、どのようなものになるのか。

○正岡こども保育課長：連携施設には、3つの要件があり、1点目が、地域型保育事業所に対して、集団保育の体験機会の設定やその他の保育内容に関する支援を行うことである。2点目が、地域型保育事業所で、例えば保育士の病気や退職などの理由により、保育ができなくなった場合に、代替保育をする施設となることである。3点目が、現在、地域型保育事業所は、ゼロ歳から2歳までの子供を保育しており、3歳になった時点で卒園することになるが、卒園後の3歳から引き継いでいただける施設となることであり、これらの3点を満たすことが連携施設の要件となる。

●井谷委員：保育園は保育士不足もあり、子供の受入れも大変だと思うが、そのあたりは問題ないのか。

○正岡こども保育課長：地域型保育事業所は、小規模で19人を定員としてゼロ歳児から2歳児までを保育している。先ほど3つの要件を説明したが、1点目の保育支援については、園庭解放や行事を一緒に行うなどの連携になる。2点目の代替保育については、人数がかなり少なく、受入れが可能な範囲で実施するため、問題ないと考えている。3点目の卒園後の受入れについては、保護者が連携施設に行かせたいと希望する場合に連携する形になり、ほかの園に入ることもあるため、そのことに関しても問題なく連携できると考えている。

<討論> なし
<採決> 全会一致 原案可決

◇議案第 9 号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○正岡こども保育課長：<説明>

<質疑>

●篠原委員：保育士数の配置基準の改正により、新居浜市では何名ぐらい増えるのか。

○正岡こども保育課長：今回の配置基準の改正については、小規模の保育事業所における 3 歳以上の子供に対する保育士の配置基準を改正するもので、新居浜市の小規模の保育施設については、ゼロ歳児から 2 歳児を保育している施設しかないため、実質的には対象となる施設はなく、影響はないと考えている。

<討論> なし
<採決> 全会一致 原案可決

◇議案第 23 号 令和 6 年度新居浜市一般会計補正予算（第 8 号）

○佐々木福祉部総括次長（健康政策課長）：<説明>

<質疑>

●加藤委員：扶助費のことだが、新居浜市と同じ規模の自治体に比べると、新居浜市は扶助費が少し多く、財政を圧迫しているところが見られるが、扶助費で一番多くかかるものは何になるのか。

●黒田委員長：扶助費とは、民生費の扶助費のことか。45 ページの扶助費のことか。

○久枝福祉部長：補正予算のことか。

●加藤委員：はい。

●黒田委員長：生活保護費のところか。

●加藤委員：生活保護費などで。

○越智生活福祉課長：扶助費は、ある程度人口に比例していると考えられるが、人口に対する生活保護受給者の割合である保護率は、松山市が一番高く 22%、今治市が 11%、新居浜市が 9.8%、西条市と四国中央市がそれぞれ 6% となっており、近隣他市と比べると高くなっている。

●伊藤謙司委員：地域福祉基金積立金について、基金残高と基金の使途を教えてください。

○山本介護福祉課長：地域福祉基金の令和 6 年 5 月 31 日時点の基金残高が、約 1 億 7,199 万 9,000 円となっている。基金の使途であるが、本基金は、平成 3 年に地域における高齢者等の保健及び福祉の増進を図るために設置されており、現在は主に高齢者に向けた市の独自施策に関して財源を充て、取り崩しを行っているが、主には、介護者慰労金支給事業や見守り推進員設置委託事業、家庭ごみふれあい収集事業などの財源に充てている。

●伊藤謙司委員：この基金の残高の推移はどのようになっているのか。

○山本介護福祉課長：近年は、基金の取り崩しが多くなっており、残高は減っている。

●伊藤謙司委員：この基金から取り崩さなくても、当初であげられるような内容だと思うが、なぜ一回基金に入れて、取り崩すようになるのか。一回基金に入れる意味が分からないが。

○久枝福祉部長：基金の運用については、各基金ですぐに使わなくていい部分のお金をまとめて、財政課が国債購入などにより運用している。運用益については、年度末に各基金の出資割合に応じて、配分されるが、一般会計に入れることができないため、それぞれの基金に戻すことになる。基金については、運用利子と寄附などが歳入となり基金残高が増え、事業を展開すれば、基金から充当するこ

とになり基金残高が減少する。地域福祉基金の場合は、事業の展開が多いため、少しずつ目減りする形となっている。

●伊藤嘉秀委員：私立保育所等施設整備事業について、国の財源不足により未実施になるという説明であったが、対象の事業所は決まっていたのか。

○正岡こども保育課長：対象事業所は決まっていた。今年度については、国の予算不足によって未実施となっているが、次年度に実施する予定としている。

●伊藤嘉秀委員：未実施の施設については、1年繰り越しても大丈夫なのか。

○正岡こども保育課長：大規模改修等ではあるが、基本的には1年延ばしても大丈夫であるという判断をしている。

●井谷委員：児童手当費について、対象児童が見込みより少なかったという説明であったが、金額も大きいので、どのくらいの人数になるのか。

○矢野こども未来課長：1億1,000万円の減額は大きいのだが、もともとの数字がものすごく大きいところがまず一つある。対象者は、今年度引き上げされてゼロ歳から高校生年代までとなっており、かなりの数となる。見込みより少なかった点に関しては、当初、高校生年代まで広げる、また、第3子までのカウントに大学生も含めるということで、各世帯に対して申請してもらう必要があったが、担当課では把握ができない数字であり、住民基本台帳や過去の児童手当の支給人数などから、多めに積算をした上で当初予算に計上していたため、その分の減が出ているということでご理解いただきたい。

＊後刻一括採決

◇議案第25号 令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○佐々木福祉部総括次長（健康政策課長）：＜説明＞

＜質疑＞ な し

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第26号 令和6年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○佐々木福祉部総括次長（健康政策課長）：＜説明＞

＜質疑＞ な し

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第27号 令和6年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○佐々木福祉部総括次長（健康政策課長）：＜説明＞

＜質疑＞ な し

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第31号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○石川国保課長：＜説明＞

＜質疑＞

●井谷委員：賦課限度額が変わることで、1%ぐらいの人に影響があるという説明であったが、何人となるのか。

○石川国保課長：賦課限度額の改正により、負担額が上がる世帯は、約120世帯を見込んでいる。

●井谷委員：その120世帯は、収入としてはどのぐらいになるのか。

○石川国保課長：現行制度で賦課限度額に達している世帯が主な対象となり、国保料の計算の基となるそれぞれ控除した後の所得になるが、基礎賦課分では約563万円、後期高齢者支援金分では728万円が賦課限度額に達する所得額になる。

< 討論 >

●井谷委員：住民の負担が増えるため、反対する。

< 採決 > 賛成多数 原案可決

◇請願第6号 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）の国民への接種中止を求める意見書の提出方について

< 意見・討論 >

●伊藤嘉秀委員：レプリコンワクチンについては、これまでも委員会ごとに継続審査をお願いしてきたわけであるが、10月から使用が始まり、国の成果報告が公式には発表されていないと思う。また、新居浜市において、使用実績がないというような報告を受けているため、継続審査でお願いしたい。

休憩 午前10時45分／ 再開 午前10時46分

◇請願第7号 新型コロナウイルスワクチンの定期接種から任意接種への変更と正確な情報や懸念について国民に十分な周知を行うことを求める意見書の提出方について

< 意見・討論 >

●加藤委員：これまでも委員会ごとに意見を述べたが、任意への接種に変更になったことや情報や懸念についても、市のホームページにも掲載されていることから、これまでと同様に継続審査でお願いしたい。

休憩 午前10時47分／ 再開 午前10時47分

◇請願第11号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助について

< 意見・討論 >

●渡辺委員：継続審査の立場で討論する。請願事項1の市独自での公的助成制度の創設については、昨日の議会での片平議員の質問に対する市長の答弁で言及しているが、その効果については引き続き検証していく必要があると考える。請願事項2の健康診断に聴力検査を追加することについては、耳鼻咽喉科のある病院以外は設備が整っておらず、追加は難しいと考える。請願事項3の国に対する再度の要請については、新居浜市議会として、子供から高齢者まであらゆる世代の難聴者に対する全国統一の助成制度を求めるため、令和3年9月に、難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の拡大を求める意見書を国に提出していることから、現時点においては再度の要請をする必要はないと考える。以上のことから、本請願の請願事項2及び3については、実施困難あるいは現時点では必要性はないと考えるが、請願事項1については、今後も継続審査が必要と認識しており、継続審査が適切であると考えます。

●井谷委員：補聴器に関しては、市民の本当に切実な思いで、本当に多数の3,000筆の以上の請願として出されている。そして、市も実施すると言っているので、採択をお願いしたい。

◎消防本部関係

◇議案第12号 新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：＜説明＞

＜質疑＞

●小野委員：近隣他市と比べて、災害応急対策派遣手当の条件はどうか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：他市においても同様に制定を進めているが、松山市においては、活動区域内の活動についても1日につき2,160円、宇和島市についても、新居浜市と同額の2,160円として進められている。

●伊藤謙司委員：下の災害出場手当及び救急業務手当がもともと安かったということか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：災害出場手当、救急業務手当については、その出動1回についての手当の金額である。今回については、緊急消防援助隊として派遣された場合は、災害応急対策派遣手当として2,160円を支給することとして、災害出場手当と救急業務手当については、支給しないという形になる。

●伊藤謙司委員：今までは、遠方に派遣されるときには、この災害出場手当及び救急業務手当を支給していたのか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：そのとおりである。

●伊藤謙司委員：今回の金額より安かったということか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：そのとおりである。

●藤田副委員長：本市区域外の地域に派遣されるとは、過去の災害例などを用いて具体的に教えてもらいたい。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：これまでの派遣の実績としては、平成23年の東日本大震災に7名ほど派遣している。そのほかでは、平成26年の広島市の土砂災害のときには、三次隊まで派遣している。

●加藤委員：1日につき2,160円ということが妥当な額なのかどうかについて、すごく危険な場所に行くので、もっと金額を上げたほうがいいと思うが、どのように考えているのか。

○後田消防長：緊急消防援助隊として派遣をされても、朝の8時30分から17時15分までは、通常の仕事として行うわけであるが、特殊な災害現場で、夜通しで寝ずに対応するものなどについては、当然に時間外勤務手当が支給され、それ以外の派遣されることによるプラスアルファの加算という考え方になる。給与として保障された上に、1日につき2,160円を出すことになるので、安いようなイメージがあるが、給与については、きちんと支給される。過酷な現場で睡眠も十分に取れないようなことなどに対するプラスアルファの加算と捉えている。

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第13号 新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：＜説明＞

＜質疑＞

●井谷委員：新たに 35 年以上の区分が加えられたということだが、35 年以上の消防団員は、何人ぐらいいるのか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：令和 7 年 1 月現在で、35 年以上の団員については、41 名と確認している。

●井谷委員：議案書にある表の見方を教えてもらいたい。表を上から下に見ていくと金額が減っているのは、なぜか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：この別表については、階級別の表となっており、各階級に応じた報奨金額が記載されている。10 年以上 15 年未満のところで見ると団長が 34 万 4,000 円となる。

●伊藤嘉秀委員：法令の改正によるものだから、本議案については、このように改正しないといけないと思う。関連して参考に教えていただきたいが、在籍している消防団員さんは本当にありがたいのだが、10 年在籍している方で、観閲式は行くが出勤のときには出られていないという方などもあるという話をたまに聞くのだが、そのような方が退職される場合にも、出勤回数などは加味されないで、退職報奨金が満額支払われるということになるのか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：階級と勤務年数に応じて支給している。

●伊藤謙司委員：消防団員になってくれる方は辞めずにずっとやっていただける方が多いと思う。この退職報奨金も結構な金額になると思うが、原資はどこから出ているのか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：原資は市の財源で、毎年 1 万 9,200 円の掛け金を消防団員の定数分掛けており、その掛け金をもとに、報奨金として支払う形となる。

●渡辺委員：今回の改正で 35 年以上の枠が新たに設定され、これまでは 30 年以上としてくくられていたが、例えば 40 年以上続けていた方で去年に退職する場合と来年退職する場合で 10 万円程度変わるという認識に間違いはないのか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：そのとおりであり、施行前については、現在の金額となる。

●加藤委員：井谷委員の質疑の中で、35 年以上の団員が 41 人いるということだが、全体の何%になるのか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：令和 7 年 1 月現在の消防団員の総数が 666 名になるため、6 % 程度になる。

●加藤委員：30 年から 35 年未満の団員数は何人ぐらいいるのか。

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：令和 7 年 1 月現在で 33 人と確認している。

< 討論 > な し

< 採決 > 全会一致 原案可決

◇議案第 2 3 号 令和 6 年度新居浜市一般会計補正予算（第 8 号）

○柴田警防課長：< 説明 >

< 質疑 > な し

* 後刻一括採決

◇議案第 3 2 号 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤消防本部総括次長（消防総務課長）：< 説明 >

< 質疑 > な し

< 討論 > な し

< 採決 > 全会一致 原案可決

◎市民環境部関係

◇議案第 23 号 令和 6 年度新居浜市一般会計補正予算（第 8 号）

○藤田市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：＜説明＞

＜質疑＞

●井谷委員：浄化槽設置整備事業について、合併浄化槽補助金の申請見込み減により 915 万 6,000 円を減額するとの説明だが、どのくらいの申請があったのか。

○青野廃棄物対策課長：当初の事業計画では、60 基分の申請を見込んでおり、4,401 万 4,000 円を予算化していたが、12 月初旬時点の申請見込みが 52 基となっており、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の撤去件数が当初の見込みよりも少なかったため、3,485 万 8,000 円の執行見込みとなっている。

●井谷委員：1 基あたりの金額はどれくらいになるのか。

○青野廃棄物対策課長：人槽により異なるが、一番多くある 5 人槽では、設置工事費用の基準額が 33 万 2,000 円。宅内配管工事費用が 30 万円。単独浄化槽の撤去費用が 12 万円。くみ取り便槽の撤去費用が 9 万円となっている。

●伊藤嘉秀委員：浄化槽が減少した理由は。

○青野廃棄物対策課長：当初見込みの件数は、昨年度に工事業者等へのヒアリングで予測した数値であった。実際には、個人の経済状況などの理由で、設置を見送った方がいるということを聞いている。

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇議案第 24 号 令和 6 年度新居浜市平尾墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）

○藤田市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：＜説明＞

＜質疑＞

●伊藤謙司委員：平尾墓園の利用状況はどのようになっているのか。

○高畑環境衛生課長：第 1 平尾墓園から第 3 平尾墓園までを合わせると 3,776 区画ある。そのうち、現時点での使用区画が 3,011 区画となっている。

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

◇請願第 2 号 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書の提出方について

＜意見・討論＞

●伊藤謙司委員：継続審査をお願いしたい。この制度については、現状では、導入を求める意見や夫婦同姓を継続すべき意見、また、通称使用を求めるなど、国内でいろんな意見が上がってきている。国においても、法務省の法制審議会では様々な審議が行われているが、まだ国会への提出には至っていない。現在においても、国民、また国会において本制度について議論されているところであり、動向を注視する段階であると思うことから、本請願については、慎重な判断が必要であるため、継続審査をお願いする。

●井谷委員：本請願に反対する立場で討論する。結婚のときに 95%の女性が名字を変えるとある。そして、産まれたときからの名前を変えることにより、すごい違和感や自分が自分でないような感じがして、体が不調になった方や結婚をちゅうちょする方など、不都合や不利益、苦しみや喪失感といっ

たことを感じる女性がいる。また、女性にしわ寄せが偏っているということだと思う。経団連も夫婦別姓を政府に要請したこともあり、国連の女性差別撤廃委員会も何度も勧告をしている。夫婦同姓を強制しているのは、世界でも日本だけだということで、国連からも勧告があったし、海外では名前が2つあると怪しいもの扱いをされて、ホテルにも入れないというようなことがあると聞いている。家族の一体感ということが言われているが、それは余計なお世話だ、大丈夫だという声もある。個人を最大限尊重するというのが、憲法の理念でもあり、同じ姓にしたい人は同じにしたらいいし、自分の生まれた姓にしたい人はするという選択ができることは、どの方の人権も守られるということで、選択的夫婦別姓は、喫緊の課題だと考えることから、本請願に反対する。

●加藤委員：継続申請をお願いしたいと思う。個人を尊重するということだが、子供に対する個人の尊重ということが抜け落ちている。人権を守られるというところについても、子供の人権を守るところが抜け落ちている。少なからずとも必要とされている方がいることも、現実的にお聞きしているが、夫婦別姓としたときに、子供の姓が違う、親子別氏の危険性もあり、裁判になる恐れもある。選択的夫婦別姓を導入している中国や韓国などもそのような問題が起こっている。子供に対してしっかり向き合う、兄弟などの問題もある。そのような中で、慎重に議論することが大切であるため、継続審査でお願いする。

休憩 午前11時37分／再開 午前11時38分

○ 閉 会 午前11時38分

市民福祉委員会付託案件表

令和7年3月7日

○福祉部関係

議案第 8 号 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

ページ

歳出 第3款 民生費 5・43~46

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（5目 環境管理費を除く） 5・46・47

第3表 繰越明許費補正 追加

第3款 民生費 8

第4款 衛生費 8

議案第 25 号 令和6年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

. 16~18・70・71

議案第 26 号 令和6年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

. 19~21・74・75

議案第 27 号 令和6年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

. 22~24・78・79

議案第 31 号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（継続審査分）

請願第 6 号 自己増殖型mRNAワクチン（レプリコンワクチン）の国民への接種中止
を求める意見書の提出方について

請願第 7 号 新型コロナウイルスワクチンの定期接種から任意接種への変更と正確な情
報や懸念について国民に十分な周知を行うことを求める意見書の提出方につ
いて

請願第 11 号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助について

○消防本部関係

議案第12号 新居浜市消防職員の任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第13号 新居浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第23号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中 ページ

歳出 第9款 消防費 6・56

第3表 繰越明許費補正 追加

第9款 消防費 9

議案第32号 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につい
て

○市民環境部関係

議案第23号 令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第2款 総務費

第1項 総務管理費

14目 市民活動費 5・39

16目 災害対策基金費 5・39

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

5目 環境管理費 5・47

第2項 清掃費 5・48

議案第24号 令和6年度新居浜市平尾墓園事業特別会計補正予算（第1号）

. 13~15・66・67

請願第2号 選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書の提出方について